

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び  
横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について

## 答 申

令和 7 年 9 月

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

## 答申に当たって

横浜市においては、情報公開制度のDX（デジタルトランスフォーメーション）を図るため、情報公開システムを開発し、令和8年度からの運用開始を目指しています。同システムでは、オンラインによる開示対象文書の閲覧、写しの交付などが可能となるとともに、市民の皆様がより便利に市政に関する情報にアクセスできるようになる予定です。

同システムの運用開始に伴い、横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正が必要となったため、令和7年6月5日に市長から「情報公開のオンライン閲覧サービス導入等に伴う横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」の諮問を受けました。

本審査会ではまず改正案の方向性について議論し、これを踏まえた「改正案骨子」がまとめられ、市民意見募集が行われました。市民の皆様からは、情報公開システムに対する情報セキュリティの懸念や同システムによる任意での情報提供サービスの利便性や費用負担の軽減等についての御意見をいただきました。

本審査会では、安心で使いやすいシステムを求める大切な御意見として審議の参考にさせていただき、この答申を取りまとめました。

横浜市においては、この答申をもとに条例改正等を行い、より一層の情報公開の推進及び個人情報の保護に努められることを希望します。

令和7年9月24日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

## 目次

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の改正について	
1 オンライン閲覧による開示対象文書についての再開示制度適用除外について	1
2 情報公開システムによる任意提供情報の開示請求対象外について	2
「横浜市個人情報の保護に関する条例」の改正について	
3 保有個人情報の開示に関する手数料の額について	3
改正案骨子についての意見募集結果	4
資料	
1 質問書	7
2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	8
3 審議の経過	9

## 【横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正関係】

### 1 オンライン閲覧による開示対象文書についての再開示制度適用除外について

「情報公開システム」によるオンライン閲覧は、その開示対象文書に関し、30日間、閲覧及び写しの交付ができることが予定されているため、再開示制度を適用除外とすることが適当である。

#### 〔説明〕

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）第16条第5項では、「行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、（中略）更に開示を受ける旨を申し出ることができる」と規定されている。

この再開示制度の趣旨は、情報公開条例に基づく開示請求の場合にあらかじめ開示対象となる文書量を予測することは困難であるため、閲覧をした上で必要な行政文書の写しを再度開示請求することなく交付できるようにするための制度である。

現在、横浜市では、来年度の運用を目指して「情報公開システム」の開発を進めている。同システムには、開示対象文書を来庁することなくオンラインで閲覧できる機能が搭載される予定である。

オンライン閲覧は、実施機関が指定する日から30日間は開示対象文書を24時間閲覧することができ、かつ、当該文書の必要な範囲の写しを求めることができる機能を具備することが予定されていることから、オンライン閲覧の対象となっている開示対象文書については、再開示制度を適用しないことが適当である。

#### 〔参考〕

##### ○情報公開条例

###### （開示の実施）

###### 第16条（第1項から第4項まで省略）

5 開示決定に基づき行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、規則で定めるところにより、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、実施機関は、正当な理由があるときは、当該申出を拒むことができる。

##### ○保有個人情報の開示請求

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求においては、再開示制度は設けられていない。

## 2 情報公開システムによる任意提供情報の開示請求対象外について

「情報公開システム」により任意で提供される情報については、情報の検索性を高め、いつでも閲覧及びその電磁的記録のダウンロードができる機能を具備することが予定されているから、開示請求の対象外とすることが適当である。

### 〔説明〕

「情報公開システム」では、委託契約の金額入り設計図書など開示請求の件数が多く、かつ、全部開示できるような情報については、開示請求手続を経ることなく任意で情報を提供できる機能を具備することが予定されている。

これらの情報は、文書件名のキーワード、作成年度、文書保有課及びタグで検索でき、検索結果から直接に電磁的記録をいつでもダウンロードできる仕組みとなることが予定されている。また、パソコンやスマートフォンなど端末機器を有していない市民情報センターに設置されているパソコンで閲覧や情報のプリントアウトが可能である。

情報公開条例第17条第3項では、「市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等」については、情報公開条例の適用外としている。これらの情報は当該施設において閲覧等することができ、開示請求をするまでもなく情報にアクセスすることができるからである。

市民情報センターも当該施設に該当し、同センターに設置されたパソコンで閲覧できる「情報公開システム」で任意提供される情報もまた同様に考えることができることから、開示請求の対象外とすることが適当である。

なお、任意提供される情報に関しては、情報通信技術の利用環境等の情報格差やプリントアウト費用等の点において開示請求によるよりも不利益とならないよう配慮すべきである。また、提供される情報については、全部開示できる情報にとどまらず、市民ニーズを汲んだその他の情報も対象にするなど、横浜市の情報施策の拡充に努められることを期待したい。

### 〔参考〕

#### ○情報公開条例

(他の法令等との調整)

第17条 (第1項及び第2項省略)

3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(第4項省略)

### 3 保有個人情報の開示に関する手数料の額について

「情報公開システム」により電磁的記録の写しを交付する場合の手数料の額は、情報公開条例に規定する電磁的記録を電子情報処理組織の使用により交付する場合の手数料の額と同額とすることが適当である。

#### 〔説明〕

現行の横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）においては、本人の個人情報（以下「保有個人情報」という。）の開示請求に係る電磁的記録の写しを電子メールで交付することは、個人情報の漏えい等のリスクがあるため実施していない。

「情報公開システム」では、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用することで本人確認を行い、開示請求された保有個人情報に係る電磁的記録の写しをダウンロードできる機能を具備することが予定されている。

情報公開条例では、開示請求された電磁的記録の写しを電子メールで交付する場合の手数料が既に設定されており、同システムでのダウンロードについても、これが適用される。

保有個人情報の開示においても、同一システムでの電磁的記録の写しの交付とすることから、個人情報保護条例で新たに規定する手数料の額も情報公開条例で規定する額と同額とすることが適当である。

#### 〔参考〕

##### ○情報公開条例

（別表）電磁的記録の電子情報処理組織を使用した写しの交付手数料

写しの作成の方法	手数料	
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1ページにつき 10 円
	ページ数がない電磁的記録	1ファイルにつき 210 円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1ページにつき 10 円	

## 改正案骨子についての意見募集結果

### (1) 意見募集期間

令和7年7月22日（火）から同年8月20日（水）まで

### (2) 意見の提出方法

電子メール、FAX、郵送、持参

### (3) 改正案骨子の公表方法

ア 横浜市のホームページへの掲載

イ 市民情報センター及び各区役所（区政推進課広報相談係）で資料を配布

※ 広報よこはま（8月号）により周知

### (4) 意見募集の結果

ア 受付方法別件数及び意見数

	合計	電子メール	FAX	郵送	持参	意見数
市内	2	1	1	0	0	6
市外	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	1	0	0	6

イ 骨子項目別意見数

骨子項目	意見数
1 オンライン閲覧による開示対象文書についての再開示制度適用除外について	0
2 情報公開システムによる任意提供情報の開示請求対象外について	1
3 保有個人情報の開示に関する手数料の額について	0
その他改正全般について	5
合 計	6

**「2 情報公開システムによる任意提供情報の開示請求対象外について」の  
改正案骨子に対する意見とそれに対する諮詢庁の考え方**

意見要旨	諮詢庁の考え方
<p>「情報公開システム」により任意で提供される情報について、閲覧・プリントアウト入手の利便性及び費用負担につき、次のとおり、現状より利用者の負担が減少するようすべきである。</p> <p>①「開示請求の件数が多く、かつ、全部開示できるような情報」は、WEBサイトにアップロードすることにより、誰でも自由に閲覧・ダウンロードできるようすべきである。</p> <p>②パソコンなどの端末機器を有していない者は、市民情報センターで閲覧・プリントアウトができるとのことであるが、広大な横浜市で1か所のみ市民であっても来庁の負担が大きく、横浜市の市政情報のニーズは横浜市民に限定されるわけではない。端末機器を使いこなせない方も少なくない。情報公開請求手続であれば郵送等で行うこともできるのに、情報公開システムで任意提供される情報を一律に情報公開請求の対象外としてしまうことは、利用者の利便性低下となる。</p> <p>③求める情報が情報公開システムにより任意提供される情報かどうかの確認が容易ではなく、誤認して開示請求すると開示請求の対象外となり、任意提供手続のやり直しになる等の負担が増す。</p> <p>④任意提供のシステムを合理化しながら、利用者にだけ過大な手数料負担を負わせることは、条例の趣旨に反する。</p>	<p>情報公開システムにより任意に提供される情報については、次の理由から利便性は高まるものであり、また、閲覧及びダウンロードに費用は発生しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市のWEBサイト上の検索と異なり、文書件名のキーワード、作成年度、文書保有課及びタグで検索することができます。</li> <li>・当該情報は誰でも自由に無料で閲覧でき、また、その電磁的記録も無料でダウンロードできます。</li> <li>・図書館や市民情報センター等に配架される資料等は開示請求の対象外となっており、その内容をインターネットで閲覧もダウンロードもできませんが、情報公開システムで任意に提供される情報は来庁することなく閲覧できます。なお、情報端末機器を有しない方は、図書館等のインターネット利用サービス等を活用することで、閲覧が可能です。</li> </ul>

## その他改正全般に対する意見とそれに対する諮問庁の考え方

意見要旨	諮問庁の考え方
インターネットには国境がなく、日本国憲法が及ばない無法地帯であるため、インターネットによる情報公開の安全性を担保するためには高額な財政負担となる。	
サイバー犯罪は巧妙化しているので、オンラインによる情報公開システムはより危険である。WEB ブラウザによるウィルス感染リスクもあるので、専用のアプリケーションプログラムを作るべきである。	情報公開システムの安全性の確保は、大変重要だと考えています。 システムの開発や運用に当たっては、適切かつ十分なセキュリティ対策を講じていきます。
オンライン閲覧システムのサーバーは、できれば市庁舎内に設置し、管理をなるべく外注しないようにすべきである。	
情報公開システムの記憶域は完全にデータが削除できるものにすべきである。	
オンライン閲覧システムのサーバーをどこに設置し、誰が管理するかによつては、地方公務員法に規定する守秘義務に抵触するのではないか。	

市市情第163号  
令和7年6月5日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村 雅生 様

横浜市長 山中 竹春



情報公開のオンライン閲覧サービス導入等に伴う横浜市の保有する情報の  
公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について  
(諮問)

本市では、平成12年7月に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）を施行し、「行政文書の開示を請求する権利」を市民等に付与することで、確実かつ円滑な情報公開に努めてきました。

このたび、本市における情報公開制度のDX化を図るため「情報公開システム」を開発し、令和8年度から運用を開始することとなりました。本システムでは、開示対象文書の閲覧及び写しの交付をオンラインで行うことが可能となります。また、オンラインで写しの交付を行う場合の手数料を電子決済で支払うことができるようになります。さらに、本市が任意でアップロードした行政資料を市民等が自由にダウンロードできる機能も備えております。この新システムにより、市民等の皆様がより便利に市政に関する情報を取得できるようになります。

本市システムの運用開始に伴い、情報公開条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）の改正が必要となります。

そこで、情報公開条例第22条第3項の規定に基づき、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について諮問します。

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会

## 制度運用調査部会 委員名簿

氏名	肩書
◎松村 雅生 まつむら まさお	元日本大学大学院法務研究科教授
村上 裕章 むらかみ ひろあき	成城大学法学部教授
金井 恵里可 かない えりか	文教大学国際学部教授
板垣 勝彦 いたがき かつひこ	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
久末 弥生 ひさすえ やよい	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授

(◎は部会長)

## 審議の経過

回	開催日	審議内容
第65回	令和7年6月5日	諮問内容の説明 条例改正の論点の検討
第66回	令和7年7月7日	前回審査会意見に係る整理 改正案骨子の内容確認
第67回	令和7年9月1日	改正案骨子に対して寄せられた意見の報告 答申案の内容検討